

# 「とやまっ子 子育て応援券」を ご利用ください

～有効期限は  
3歳の誕生日の前日まで～

「とやまっ子 子育て応援券」の  
有効期間は**3年間**です。  
3歳の誕生日の前日まで  
ご利用ください。

令和3年度に生まれた  
お子さんにはピンクの  
応援券を発行します。



平成30年度(2018年度)発行



2019年度発行



令和2年度(2020年度)発行



※表紙がオレンジの応援券についてはすべて有効期限を迎えました。

## ◆応援券を利用できるサービス一覧

	サービス内容等	サービス提供機関	利用対象者
I 保 育 ・ 育 児 支 援	一時保育	保育所、幼保連携型認定こども園	サービス提供機関 ごとに定められた 方が対象 (配付対象の子どもの 兄弟姉妹を含む) ※障害児向け福祉 サービスについ ては、小学生ま までが対象 ※予防接種につ いては、中学生ま までが対象 ※詳細は県HPで ご確認ください。
	子どもの一時預かりや送迎	ファミリーサポート・センター	
	産前産後の世話等の家事・育児サービス	シルバー人材センター、 民間の家事・育児支援サービス事業者 ※詳細は県HPで確認ください。	
	病児・病後児保育	施設型病児・病後児保育実施施設	
	障害児向け福祉サービス(短期入所・日中一時支援)	短期入所・日中一時支援事業所	
	読み聞かせ絵本の購入 ※雑誌、まんが等は対象外	指定書店	
II 保 健	親子連れでの公共施設の入場等	各公共施設 ※詳細はHPで確認ください。	
	子ども同伴でのタクシー利用	指定タクシー事業者 ※詳細は県HPで確認ください。	
	任意の予防接種(インフルエンザ等) ※HPで確認ください。 乳児健康診査(1か月児健診等)、母乳相談、母乳 マッサージ(保険外診療(自由診療))、乳児の沐浴 指導、産後ケア	医療機関、助産所、 産後ケア事業実施施設	
フッ素塗布(保険外診療(自由診療))	歯科医療機関		
III その他	市町村独自サービス	認可外保育施設・幼稚園での一時 預かり等	

※市町村独自サービスについて  
は、詳細はお住まいの市町村  
担当窓口でご確認ください。  
※応援券は、金券ではないの  
で、通常保育料(延長保育等)  
や医療費、読み聞かせ絵本以  
外の物品購入(ミルク・おむつ  
代等)には、利用できません。  
※「とやま子育て応援団」の協  
賛店と本事業の「応援券」は  
直接は関係ありません。  
※任意の予防接種及びフッ素塗  
布は、医療機関に応援券の取  
扱いを確認してください。  
※母乳マッサージ及びフッ素塗  
布については、医療保険が適  
用されないサービス(自由診  
療)が対象となります。

## ◆応援券を利用できる区域

原則お住まいの市町村内  
保育・育児支援サービス  
(「読み聞かせ絵本の購入」、「親子連れでの公共施設の入場等」、  
「子ども同伴でのタクシー利用」を除く)  
及び市町村独自サービス

原則として県内全域  
「読み聞かせ絵本の購入」、  
「親子連れでの公共施設の入場等」、  
「子ども同伴でのタクシー利用」  
及び保健サービス



## 子育て応援券事業の概要

県と市町村では、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用券「とやまっ子 子育て応援券」を配付する「とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業」を実施しています。



応援券の金額	第1子	1万円分(500円券×20枚×1セット)
	第2子	2万円分(500円券×20枚×2セット)
	第3子以降	3万円分(500円券×20枚×3セット)
応援券の有効期間	誕生日から3年間	
応援券の配付窓口	市町村の児童福祉担当窓口等	



## 子育て支援サービスについて (各サービスの申込み方法等については、お住まいの市町村担当窓口へお問合せください。)

一時保育／短期入所・日中一時支援事業所	保護者の都合(仕事、通院、その他用事、リフレッシュ)により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育園や短期入所・日中一時支援事業所でお預かりします。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人と、提供したい人がそれぞれ会員登録するもので、一時的な預かりや、送迎を行います。
病児・病後児保育	子どもが病気の回復時など保育所等に通えない場合、病院や保育所でお預かりします。
家事・育児支援サービス	買い物、食事の準備、洗濯、掃除・整理整頓や授乳、おむつ交換などの家事・育児支援を行います。
助産所	助産師が産後の母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導を行います。
産後ケア	産後の身体的な回復のサポートや、新生児・乳児の育児支援を行います。

## 子育て応援券の利用手続き

### 【現物払い】応援券で支払うサービス

利用料は、応援券(及び端数は現金)でサービス提供者へお支払いいただきます。



サービス利用  
(例:3,200円)



支払いは、  
応援券3,000円分と、  
現金200円を支払い

- 保育所 ● 幼保連携型認定こども園
- ファミリー・サポート・センター
- 病児・病後児保育施設
- 短期入所・日中一時支援事業所
- シルバー人材センター
- 民間の家事・育児支援サービス事業者
- 書店 ● 公共施設 ● タクシー事業者 ● 医療機関
- 助産所 ● 産後ケア事業実施施設 ● 歯科医療機関



利用料は、応援券(及び500円未満の端数は現金)で、サービス提供者へ支払います。

### 【償還払い】

一部医療機関においては、「償還払い」となります。  
各医療機関にお問い合わせください。

(注)償還払いは利用料を一度現金でお支払いいただき、ご自身でお住まいの市町村窓口へご請求いただく方式です。償還払いの場合、応援券の裏面に医療機関の印を押してもらってください。



※このステッカーのある施設で応援券の利用ができます。

詳しくは県HPをご覧ください

お問合せ先

富山県厚生部子ども支援課(子育て支援班)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL:076-444-3208 FAX:076-444-3493

子育て応援券 富山県 検索

